

令和6年 第9回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年9月5日(木) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	欠席				

○出席職員

事務局長 松本 有加
 事務局次長 松浦 秀紀
 事務局 福泉 智久、木村 有美

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 (所有権移転) 10件

議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 (利用権設定) 3件

議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

	(一括方式)	2 件
議案第 41 号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について (○○○○地区整備事業関連)	1 件
報告第 9 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	2 件

第 4 協議・連絡事項

- ・耕作放棄地の非農地化について
- ・令和 6 年度農業者年金加入推進部長等研修会について
- ・第 10 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局次長 ただいまから、令和 6 年第 9 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19 名中、18 名で総会成立の定足数に達しております。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「15 番、山内 裕司委員」、「16 番、大和眞二委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
番号 23 号について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 23 について説明します。
農地の所在、「○○○○」、地目、現況、「樹園地」、面積「1,277 m²」、
外 24 筆、計「37,589 m²」、3 条使用貸借です。
貸付人、「○○○○」、「○○○○」。

借受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、貸付人は、設立した会社に農地を貸し付け、農業経営を行いたい。借受人は、農業経営を行うため、借り受けたいがあります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは、説明いたします。「〇〇〇〇」さん、現在の〇〇〇〇共選の共選長です。息子さん、〇〇歳、息子さんと一緒に農作業をされております。今回、法人化ということで、従業員も雇って経営されておりますので、法人化ということでこのような運びとなりました。

何ら、問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号24について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号24について説明します。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,656 m²」、外50筆、計「38,289、47 m²」、3条使用貸借です。

貸付人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

借受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、貸付人は、設立した会社に農地を貸し付け、農業経営を行いたい。借受人は、農業経営を行うため、借り受けたい、

であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 「〇〇〇〇」さんについて説明します。皆さん知ってのとおり、農業委員会の推進委員です。1人息子がおりまして、農業大学を卒業してから就農して現在〇〇歳です。その時に知り合った友達を、今、年間雇用で雇っている状態です。「〇〇〇〇」さんのお姉さんが先ほど言われました「〇〇〇〇」さんの奥さんで、「〇〇〇〇」さんと義理の兄弟となっております。経営的には何ら問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議 長 番号 24 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 38 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。番号 70 から 71 号まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 38 号について説明します。番号 70 から 71 について一括で説明します。

所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「51 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、無償譲渡となっております。

番号 71、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「225 m²」、外 3 筆、計「1,645 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格は「〇〇〇〇円」です。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 まず「〇〇〇〇」さんと、「〇〇〇〇」との関係ですけども、今、現状として作っているかたちで、もう何もかも「〇〇〇〇」さん都会に行かれていますので、処分をしたいということで、「〇〇〇〇」さんが引き受けて、引き続き売買ということで行いたいと思います。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇の支店長をされとった方で、農業、なかなかできないということで、「〇〇〇〇」さんに耕作をしてくださいということで、長年、作っていただいたんですけど、この際、売買をしてもらえないかという話で、「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんが売買契約を結ぶこと、なんら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号 70、71 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

(菊池眞策会長 退席)

議 長 これより議長を交代して会議を進めます。

続きまして、番号 72 から 73 について一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号72から73について、一括して説明します。
所有権を移転する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「684 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇円」。
番号73、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「426 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇円」。
説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

4番 それでは72、73、移転を受けるものが一緒でございますので、2つ続けて説明させていただきます。「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。〇〇〇〇の農家の未来をかけて一生懸命やっておられる若手のホープです。「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳を過ぎておられるということで、「〇〇〇〇〇」さんの農地、どうにか作ってもらいたいという思いの中で、この若手のホープであります「〇〇〇〇」さんが、じゃあ、僕がということで、売買価格「〇〇〇〇円」ということで、契約が成り立ちました。そしてその畑の隣接地が〇〇〇〇の山でありまして、なかなかそこを通過するというような不便な場所でありますので、「〇〇〇〇」さんにその旨を頼んだ結果、じゃあそこも、ということで、作っていただくということで、ただでもええぞ、と、その時は言われておりましたが、ただはただで高いものですので、〇〇〇〇円という価格で売買が成立いたしました。
以上報告を終わります。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

(菊池眞策会長 着席)

議 長 続きまして、番号 74 から 75 について一括して事務局の説明を求め
ます。

事 務 局 番号 74 から 75 について一括で説明します。
番号 74、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、
「95 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、無償譲渡です。
番号 75、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、
「476 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、無償譲渡です。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 では、74、75 について、少し長くなるんですけどもそれぞれ説明
させていただきます。まず、74 番の方ですが、譲渡人、「〇〇〇〇」
さんですが、年齢の方は〇〇を超えているというふうに伺っておりま
す。見てのとおり住所が〇〇〇〇ということで、現在こちらの方には
住んでおりませんし、八幡浜の方に戻ってくることはないとのことで
す。譲受人である「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。約 10 年前に、「〇〇
〇〇」さんが、この「〇〇〇〇」さんの方から、家それから土地など
を購入したという経緯がありまして、その際に、この出ています農地、
こちらに関しては、当時、5 反以上を有していないと、つていうよう
な、そういう制約があったというふうなことで、農地の売買ができな
かったと。この度、そういう決まりがなくなったということで、こち
らの農地に関しまして、正式にもう、一応ですね、もうずっとそちら
の方の農地に関しましては「〇〇〇〇」さんがずっと耕作をしていた
わけなんですけれども、この度、無償譲渡という形で譲り受けるとい
うことで決まりました。「〇〇〇〇」さん自身に関しましては、面積が
少ないんですけども、地元のクレーン防除の防除員を務めるなど、

農家として、農作業、積極的に取り組んでおりますので、何も問題ないと思います。

続きまして次のページの75番の方の説明に移ります。

こちらの方に関しましては、まず、少し特殊な形にはなるんですけども、「〇〇〇〇」さん、こちらの方〇〇歳ということで、お父さんが亡くなられて、先月も売買等の議案あったんですけども、亡くなられたお父さんから名義を娘さんの「〇〇〇〇」さんに変更しているという形になっております。「〇〇〇〇」さん、〇〇歳になっております。こちらの〇〇〇〇という形で園地になってるんですけども、ちょうど〇〇〇〇と〇〇〇〇の境目にあたる農地となっております。この農地なんですけれども、ずっと管理自体は「〇〇〇〇」さん、亡くなられた「〇〇〇〇」さんの旦那さん含めて、「〇〇〇〇」さんが管理をずっと最初からしていたということで伺っているんですけども、この度、ちょっといろいろありまして、この農地の地番、それから名義等を調べた結果、「〇〇〇〇」さんの名義になっていたということが分かりました。で、一応こちらの方でもですね、地籍調査票、その辺を確認させていただいたら、「〇〇〇〇」さんの亡くなられたお父さん、「〇〇〇〇」さんの名義になっているんですけども、その名前の横にですね、「〇〇〇〇」さんの、こちらも亡くなられてるんですけども、旦那さんに当たる「〇〇〇〇」さんの名前が明記されておまして、今回、地元の方で、私を含めて、「〇〇〇〇」さん、それから「〇〇〇〇」さん3名で協議しました結果、こちらの方はもうお互いが知っているとおり、もうその園地に関しましては、ずっと「〇〇〇〇」さんが管理をしていたということで、今回、無償譲渡で正式に「〇〇〇〇」さんの園地という運びになりました。現在、「〇〇〇〇」さんに関しましては、娘さんもたまに手伝いされてるんですけども、積極的にですね、農作業をしておまして、園地の管理も本当に丁寧にされている方で、この契約に対しても何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 74, 75 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号 76 について事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 76 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「747 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇円」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 9 番 76 番について説明します。「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」、代表「〇〇〇〇」君〇〇歳の売買なのですが、この 2 人の売買は、以前、2 月の農業委員会総会に審議された 1 件があるんですが、本当はこの園地もその時にしたい予定でした。でもこの園地なのですが、国道に一部買収される予定の園地にして、買収された後の面積がはっきりわからなかった状態なんで、今のこの時期まで延びてしまいました。もともとは、「1,490 m²」あったんですけど、国道に買収されて、残った面積が「747 m²」、それで売買契約をするということになりました。今、現在、この園地は「〇〇〇〇」が耕作しておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。
- 議長 番号 76 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号 77, 78 について一括して事務局の説明を求めま

す。

事務局 番号 77 から 78、一括で説明します。
番号 77、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「764 m²」、外 1 筆、計「1,686 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇円」。
次、番号 78 です。農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,821 m²」、外 2 筆、計「3,067 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇円」。
説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

13 番 番号 77、78 について説明いたします。「〇〇〇〇」君、〇〇歳です。この土地はもともと貸借契約で耕作しており、今回、売買契約に切り換えたので、何ら問題ないと思います。78 ですが、この「〇〇〇〇」君、怪我しまして、耕作ができなかった時に、「〇〇〇〇」君に話を持っていったところ、私が作りましょうということで話が進んだということです。もうちょっと前から決まっていたんですが、77 の案件と一緒にやったほうがいいんじゃないかということで今回、この案件を提出するということです。「〇〇〇〇」君の園、かなり広いです。現在 5 人雇用しており、もう 1 人雇用という予定となっております。ということなので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 番号 77、78 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 79 について事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号79について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「227 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、無償譲渡です。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 16番 この畑の現況ですが、道路から少し離れているところにあり、面積は200 m²ぐらいで斜園になっております。譲受人の「〇〇〇〇」さんが、平成7年から作られていて、今回このような話になりました。
何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。
- 議長 番号79について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。
番号100について事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、議案第39号について説明します。
番号100、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「420 m²」、外1筆、計「926 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用賃貸借となっております。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。

4 番 それでは番号 100 番ご説明させていただきます。「〇〇〇〇」さんは、私と同級生でありまして、そしてまた、〇〇〇〇でありましたご主人を亡くされて何年ぐらいたたれたかなというぐらい、重い財産をこの〇〇〇〇から守らなければならない状態になりました。そしてこの土地は、今、現在、〇〇〇〇に住まれておられます「〇〇〇〇」さんが、今すでに、併接地ですので耕作をしておられるということです。「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇の住所でありますけれども、〇〇〇〇に住居があるということで、通いながら、この土地を守っていただいております。併接地と一緒に作っていただいておりますので、「〇〇〇〇」さん、とても安心しておられるようです。この年数が9年9か月という期間になっておりますが、どうかお元気で作っていただきたいなという思いは「〇〇〇〇」さんの中にあると思います。
何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 番号 100 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 101 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 101 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「909 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇円」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 3 番 番号 101 について説明いたします。貸し手の「〇〇〇〇」さん、農業の方は両親がされておりまして、その両親、高齢のため耕作できず

に、「〇〇〇〇」君が他にも、もうひと園地、「〇〇〇〇」さんとこの園地を耕作しておりまして、この園地自体が、「〇〇〇〇」君の自宅のすぐ近くにあるということで、耕作してもらえないだろうかということをお願い致しましたら、「〇〇〇〇」君が快く引き受けてくれたということです。

何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 番号 101 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 102 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 102 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,168 m²」、
新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18 番 102 番について説明します。「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」さん〇〇歳ということで、これは、春先に廃園にしていたんですけど、隣の「〇〇〇〇」さんところが隣接してまして、私が若いので、私が作ろうということになりました。裏をちょっと大事な配管とかも入ってるんで、ちょっと現場はすごいんですけど、見に行ったんですけど、作りますということで、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 番号 102 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程いたします。
番号 22 から 23 番について一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 22 から 23 について一括して説明します。
番号 22、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「311 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借で「〇〇〇〇円」。
番号 23、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「295 m²」、外 2 筆、計「1,100 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃借料については、最初の 5 年間は無償で令和 11 年 10 月 1 日から、「〇〇〇〇円」となっております。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 それでは 22 番、23 番の説明をさせていただきます。
まず 22 番から行います。所有者「〇〇〇〇」さんなんですけども、もう〇〇を超える高齢でございます。奥さんと息子さんと営農していたわけですが、近年、体調を壊され、息子さん 1 人でやっとなんですが息子さん自体も、体調万全とは言えず、手が回らない状態でやっておりました。そこで、この畑なんですけども、親戚筋にあたります耕作者、「〇〇〇〇」さん、〇〇歳が耕作するということでこの話がま

とまっております。この畑自体は小さいのですが、近くに自分の園地がございまして、作業効率もいいのではなかろうかということで、親戚筋に当たる「〇〇〇〇」さんが、耕作することとなりました。

何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

23 番ですけれども、耕作者の「〇〇〇〇」さん。〇〇〇〇さんは、〇〇歳の〇〇〇〇出身の I ターン就農者でございます。奥さんと 2 人で作業を行っております。この畑ちょっと賃料とかちょっと不規則な感じになっているんですが、最初は無償ということになってるんですけども、この園地に関しましてはほとんど廃園に近い状態から始まっており、「〇〇〇〇」さん、自分で重機借りてきて、ユンボ等で均して、一部ハウス跡があったんですけど撤去し、今、綺麗な苗木畑にして作られております。みかんの収量が上がるまでは無償で使わせていただくということで、このような形になっております。

何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号 22, 23 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 41 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」、番号 1 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 41 号番号 1 について説明します。本案件は、〇〇〇〇〇〇地区における県営土地改良事業に関連する中間管理機構を通じた貸借です。〇〇〇〇〇〇地区の中間管理機構との契約については、これまでの一括方式ではなく、令和 5 年 4 月 1 日改正による促進計画による方法で行います。促進計画では、農業委員会総会で意見聴取を行った後、機構で利害関係人の意見聴取、促進計画策定後、市に対して、認可・公告の申請があり、市で認可・公告する予定となっております。事業を実施する条件の一つとして、対象となる農地すべてに 15 年以上の農地中間管理権を設定する必要があるため、令和 6 年 12 月 1 日

から令和 23 年 11 月 30 日の 17 年間を使用貸借として設定します。全ての対象農地の所有者、耕作者に対しては、県の南予地方局及び市農林課より、令和 5 年以降、複数回地元説明会を開き、令和 6 年 7 月 30 日の説明会の際に、すべての対象者の方に同意の上、契約書となる促進計画案に押印していただいております。対象の農地は、合計 74 筆、「107,744 m²」、所有者は合計 17 名、耕作者が合計 12 名。各筆の面積等、詳細については、議案書のとおりとなっております。事務局からの説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番 今、事務局の方から、詳しく説明があったので、あまり言うことないんですけど、簡単にちょっと意見を述べさしてもらったらと思います。〇〇〇〇地区が基盤整備事業を完工するにあたって前準備として、農地中間管理機構を通しての使用貸借を結ばなければならないということで、工事が始まる前に、貸借をせよということで、先日集まって契約を交わしました。期限は 17 年間ということです。基盤整備とともに集約集積をしないといけないということで、関係者 17 名が工事完了時には 12 名となり、面積の 1 割程減りますけども、基盤整備することによって、だいぶ便利になると思います。事業が完了するのは 5 年後か 6 年後か 7 年後か分かりませんが、高齢になる方もおられるので、いざという時のために、全員、〇〇〇〇にも入っていただいております。〇〇〇〇地区は比較的標高が高いので、みかんを主体とした柑橘系が 100%、それを目指しております。もし仮に〇〇〇〇にお願いして利用してもらわなければならないような時には、研修生の園地としても活用してもらえないかということをご期待しております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

議長 それでは、議案第 41 号番号 1 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

